

小郡市長車座トーク実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小郡市長車座トーク（以下「車座トーク」という。）の実施に関し必要な事項を定めるとともに、市長室で市民等と市長が市政に関する意見交換を行うことにより、市政に関する相互理解を深め、市民と行政によるまちづくりを進めることを目的とする。

(対象者)

第2条 車座トークに参加することができるものは、原則として市内に在住、在勤又は在学するおおむね5名以上10名未満の団体とする。

(実施方法)

第3条 車座トークは、第5条の規定により申込みがあった場合で、かつ、その申込みに対し、第6条の規定により市長が実施することを決定した場合に実施する。

2 車座トークは、原則として年末年始の閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時までの間に、1回当たりおおむね60分を限度に実施する。

3 同一団体に対する車座トークの実施は、小郡市長出前トーク実施要綱（平成30年小郡市告示第 号）に規定する出前トークと合わせ、同一年度2回までとする。

4 車座トークの実施に当たっては、その内容により担当課と調整するものとする。

(実施場所)

第4条 車座トークは、市長室で実施することを基本とする。ただし、参加人数等によっては、別室で実施することができるものとする。

(申込方法)

第5条 車座トークの実施を希望する団体の代表者は、実施希望日のおおむね7日前までに小郡市長車座トーク実施申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかに実施の可否を決定し、小郡市長車座トーク実施・不実施決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、車座トークの実施に当たり、必要があると認めるときは、前項の規定による実施決定に条件を付することができる。

(実施の制限)

第7条 市長は、車座トークの内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、車座トークを実施しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とするおそれのあるもの
- (3) 批判、苦情処理、個別陳情等を目的としたものと認められるもの
- (4) その他車座トークの実施目的に反するおそれのあるもの

(実施の取消し等)

第8条 市長は、申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、車座トークの実施決定を取り消し、又は車座トークを中止することができるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 実施決定の内容や条件に違反したとき
- (3) 緊急やむを得ない事態が発生したとき
- (4) その他市長が必要と認めるとき

2 緊急やむを得ない事態が発生した場合は、車座トークの実施日程を変更できるものとする。

(庶務)

第9条 車座トークに関する庶務は、経営政策部経営戦略課において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年3月25日から施行する。